

であった。中国は7番目の5件であった。

日本は3番目と上位であることから、こうした情報技術や航空宇宙などの分野での買収には注意が必要と思われる。重要な技術を有する企業の買収を業種別に見てみると、情報技術は38件で最も多かった。次は航空宇宙及び防衛の30件で、エレクトロニクスの15件と続く。

表7 米国の重要技術への投資通知件数（2015年）

（単位：件、%）

国	単独	合併	合計
英国	19	2	21
カナダ	20	0	20
日本	8	0	8
フランス	5	1	6
ドイツ	6	1	7
オランダ	5	2	7
中国	5	0	5
イタリア	2	2	4
スイス	2	2	4
シンガポール	3	1	4
イスラエル	3	0	3
アラブ首長国連邦	2	1	3
上記合計	80	12	92
上記合計シェア (%)	87.0	13.0	100.0
総合計（その他を含む）	108	18	126
総合計シェア (%)	85.7	14.3	100.0

資料：CFIUS: Annual Report to Congress, CY 2015より作成

10. 外国投資への監視強化の影響と対応

中国はリーマン・ショック以降、米国への直接投資や米企業のM&Aで急速に存在感を高めている。これに伴い、米国の機密情報の流出のリスクが増大しており、米国としては何らかの対応を迫られていた。こうした背景か

ら、トランプ大統領はCFIUS権限強化法（FIRRMA）を成立させ、対米投資の審査対象に安全保障に関わる重要技術、重要インフラ、機密性の高い個人情報等を有する米国企業への投資などを新たに盛り込んだ。

トランプ大統領は、米国企業のメキシコなどへの投資から国内投資へ転換することを期待しているし、基本的には日本企業などの対米投資の拡大を歓迎している。中国からの投資においても、重要技術や非公開情報の取得などの国家安全保障に抵触しないものであれば、承認することにはやぶさかではないはずである。

しかし、もしも中国などによる外国企業の米企業買収が米国の機密情報や米国の競争力の損失に関わるものであれば、トランプ政権はこれまでの審査基準や過程を大幅に変更してまでも、徹底的に食い止めようとしている。いわば、中国の挑戦に対する徹底抗戦であり、経済的な封じ込め策の一環であると考えられる。

問題は、どこまでを安全保障に関連する重要技術やインフラとするのか、あるいは機密性の高い個人情報とするのかは、CFIUSなどの手に委ねられていることから、外国企業にとってその垣根が明確でないことである。例えば、豊富な個人情報を有するデパートの買収は、CFIUSの審査対象になるのかどうかは、まだ明らかではない。このため、1つ1つCFIUSや財務省関係者などと話し合いながら、新たなルールのグレーな部分を解決していかなければならない。

また、CFIUS権限強化法（FIRRMA）の成立は、ある意味で中国を狙ったものであるが、その関連で、中国企業との合併を実行している日本企業にも影響が現れる可能性があることに注意しなければならない。

日本企業としては、CFIUS権限強化法（FIRRMA）の成立や27業種を対象とする新たな申告制度に対して、十分な情報収集と解決策を立てることにより、リスクを最小にすることが望まれる。日本の対米投資に対する審査は決して甘いものではなく、厳格に査定されるわけであることから、日本企業にはFIRRMAによる新たな対米投資基準に精通し、的確に対応することが求められる。